

航海中低温処理が必要な豪州産柑橘の植物検疫証明書について

(平成24年5月30日)

豪州産カンキツ類については、同国にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエが分布していることから原則としてその輸入が禁止されている。

しかしながら、低温処理装置付きのコンテナにより航海中に所定の低温処理がなされたカンキツ類については、寄生したチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエが低温により殺虫されることから輸入できることとされている。所定の低温処理をしたことについては、豪州政府が発行する植物検疫証明書に記載されていることが必要である。

この植物検疫証明書の発行方式が変更された旨の事務連絡が農林水産省植物防疫課からあったので、その内容を紹介する。

従来、植物検疫証明書は、在日豪州大使館において作製、発行されてきていた。しかしながら、大使館員の証明書作成の負担が大きいため、以下のような方式への変更提案があり、これに同意する旨の日本側の回答が平成24年5月29日に行われた。

豪州本国で植物検疫証明書を作製し、在日豪州大使館にメールで送付する。在日豪州大使館は、メールで送付された植物検疫証明書の写しについて、原本と同一である旨の証明を行い、輸入者に発行する。植物検疫証明書の原本は、後日輸入者に手渡される。

この方式の導入により輸入者の輸入手続きが若干早くなることが期待される。